

介護サービス事業者業務管理体制確認検査概要

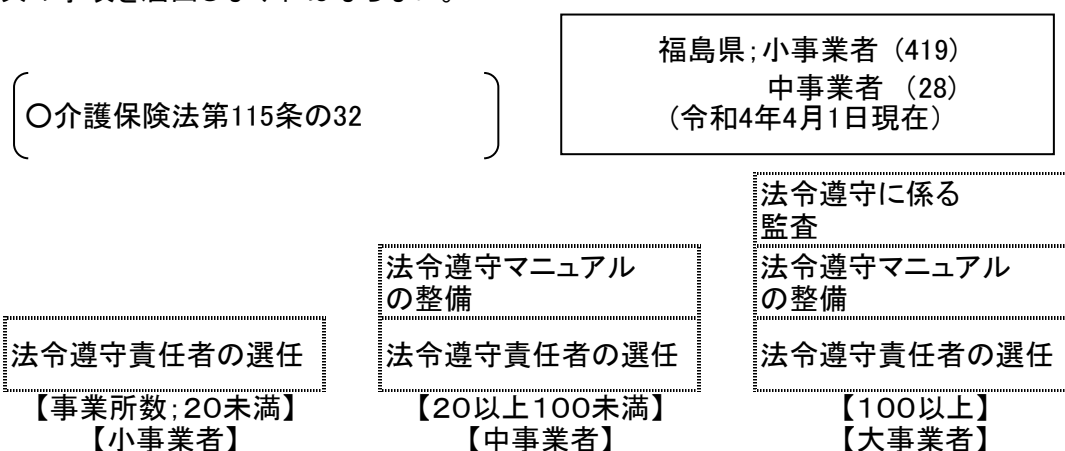
令和4年7月

(目的)

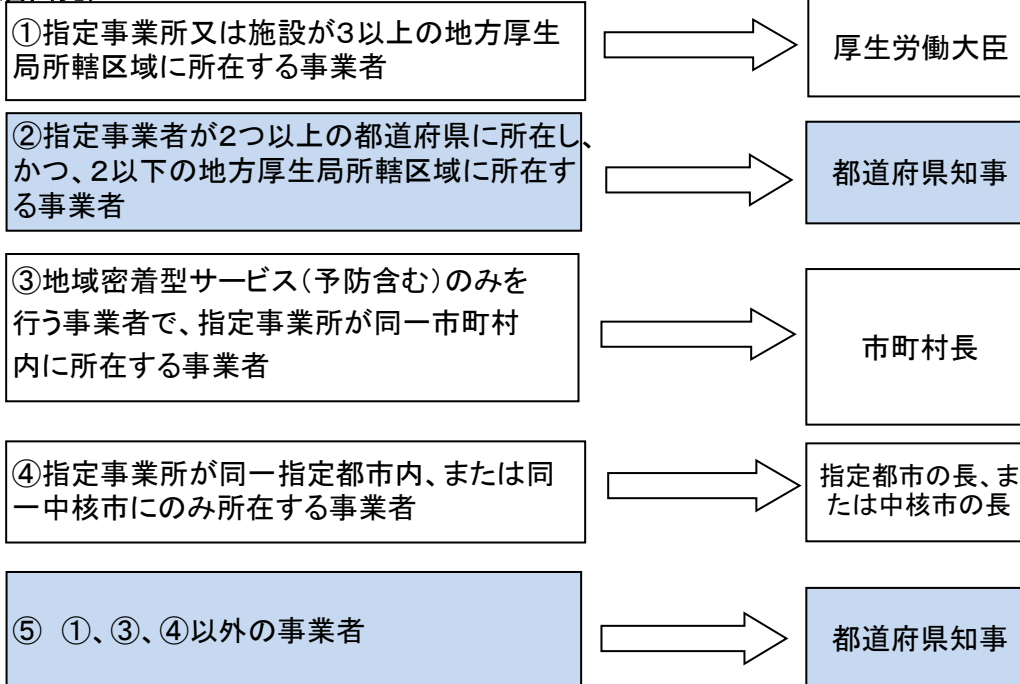
法令遵守の履行を確保するため、介護サービス事業者に対し業務管理体制の整備を義務づけ、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(届出の義務)

介護サービス事業者は、事業規模(指定又は許可を受けている事業所数)に応じて、次の事項を届出しなければならない。



(届出先)



・一般検査:届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するため
定期的を実施

- 介護保険法第115条の33
- 平成21年3月30日付け老発第0330077号厚生労働省老健局長通知

【一般検査】

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、報告、帳簿類の提出、出頭又は事業者へ出向き届出報告書を確認する。

- 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容

【特別検査】

介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施する。

次の事項について確認・検証する。

- 業務管理体制の問題点の確認及びその要因の検証
- 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

留意事項:

- 1)過去の検査 福島県:平成22年より、6年サイクル2回実施
- 2)第3回目の検査を実施 令和4年度～令和9年度
- 3)事業所を伴わない事業者 対象外(指定申請していた事業所全て廃止した事業者)